

令和8年度第1回札幌方面静内警察署協議会議事概要

第1 開催日時

令和8年6月23日（火） 午前10時00分から午前11時10分まで

第2 開催場所

札幌方面静内警察署 会議室

第3 出席者

1 協議会委員 7人（定員7人）

会 長	山 田 久 磨
副 会 長	徳 橋 かおる
委 員	戸 澤 ひとみ
	山 本 恵美子
	馬 場 欣 治
	米 田 和 哉
	武 田 明 美

2 警察署員 6人

署 長	釣 谷 毅
副 署 長	北 山 敏 行
警務課長	加 藤 丈 博
刑生課長	鎌 田 幸 英
地域課長	八 田 暁 彦
交通課長	橋 詰 章 弘

第4 協議会内容

1 警察署長挨拶

今年の4月の人事異動で署員が30パーセントほどが入れ替わりましたが、新体制となっても警察署としての機能は十二分に果たしていくよう署員一丸となって、その職に取り組んで参りたいと思いますので、その機能を果たすためにも忌憚のないご意見をお願い致します。

2 協議会会長挨拶

季節的には暖かくなってくるのですが、なかなかはっきりとした天気になりませんので、体調などにお気を付けてお過ごし下さい。

最近詐欺とかいろいろと新しい犯罪も増えてきており、皆さんもいろいろと興味があると思いますので、ぜひ忌憚のない意見を出して頂きたいと思います。

3 新たに赴任した警察署幹部の紹介

(1) 副署長 北山敏行

これまでの警察官としての勤務の多くは生活安全部門で勤めてきました。不慣れな点がありますが色々と頑張っていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願い致します。

(2) 地域課長 八田暁彦

色々と不慣れなところがあつて、また、前任地とは立場も変わりましたが、皆様方のご意見を頂戴しながらやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

(3) 交通課長 橋詰章弘

交通課長としての立場は初めてですので不慣れな部分がありますが、交通事故がないような環境作りに努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

(4) 警務課長 加藤丈博

警務部門での勤務は初めてですので不慣れなところがありますが、皆様とご相談させて頂きながら、安全安心な地域作りに貢献していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。

4 業務説明等

(1) 事件事故の認知・検挙状況

(2) 交通事故の発生状況

(3) ヒグマの出没状況

(4) 各種広報、啓発活動等の紹介

- ・ 警察庁推奨アプリの紹介

5 諮問事項説明

(1) 匿名・流動型犯罪グループの概要と情報共有の必要性

- ・ 最近の暴力団情勢について
- ・ 匿名・流動型犯罪グループの概要について
- ・ 不審者や不審車両を見かけた時における積極的な通報について

(2) 不審者通報を受けた警察官の受傷事故防止対策と装備資機材

- ・ 地域警察官の装備資機材について
- ・ 不審者通報を受けた警察官の態様について（想定による実践形式）

6 質疑応答

(1) 委員質疑 北海道内で若者の凶悪事件がニュースで報じられていますが、静内署にも凶悪事件に関して若者から相談などがありますか。

警察回答 静内署にはそういった通報や相談はございません。

北海道内で見ますと、闇バイトに関する通報や相談はありますが、その内容は公表していませんので、ご理解頂きたいと思います。

(2) 委員質疑 5月21日に山手町で子どもへの声かけ事案があったと防犯メールで見ましたが、その後、不審者は出現していませんか。

警察回答 5月21日以降は不審者の認知はございません。

当署管内における子どもへの声かけ事案は、令和7年中ではなく、令和6年中は1件を認知しています。

当署としては引き続きパトロールを強化して不審者の発見や職務質問などに力を入れていきますが、諮問事項でもご説明させて頂いたとおり、不審者を見たり聞いたりした場合は警察へのご連絡をお願いします。

(3) 委員質疑 匿名・流動型犯罪グループが犯行場所を下見した際に、玄関先等にマーキングをするとニュースなどで見聞きしているが、そういったマーキングを町民に周知することは可能でしょうか。

警察回答 現在、警察庁で資料を作成しているので、その資料ができ次第、駐在所等を通じて町民に広報する予定です。

- (4) 委員質疑 友人宅窓がカッター用のもので割られていたため警察に来てもらったが、事件性はなかったと聞いています。

ただ、先ほどの匿名・流動型犯罪グループの説明を聞いて、そういった関係性がないのか気になるので、警察の見解を伺いたい。

警察回答 発生状況を確認の上、後ほど個別に回答します。

- (5) 委員質疑 街路灯を増やして欲しいなどの陳情はどこにすれば良いですか。

警察回答 道路に設置されている照明設備には、『街路灯』と『防犯灯』があり、『街路灯』は道路等に設置される独立した照明設備、『防犯灯』は生活道路等の電柱に設置された照明設備を言います。

これらの設備については各役場の建設部土木管理課に要望することで設置してもらえる可能性があります。

新ひだか町役場へ確認したところ、現在、街路灯設置の要望は受け付けていないようですが、防犯灯の設置要望は順次受け入れているとのことですが、自治会からの要望が多いとのことでした。

- (6) 委員質疑 先ほど、警察の装備資機材で見せて頂いた刺股は学校にも置いてあると思いますが、先生たちも使用方法など練習はするのでしょうか。

警察回答 当署から警察官が学校へ防犯指導へ行くなどして、先生たちに訓練をしてもらっています。

また商業施設等での訓練も実施しています。

7 その他質疑応答

- (1) 委員質疑 自転車で歩道を走行した場合、パトカーから注意されたり、青切符を切られることはありますか。

新冠町と新ひだか町の間の国道は以前から住民から危ないと指摘されている所ですが、ここも歩道走行はだめですか。

警察回答 自転車は

- ・ 「普通自転車歩道通行可」の道路標識等がある場合
- ・ 13歳未満の幼少者、70歳以上の高齢者、一定の身体障害を有する方の場合
- ・ 自転車通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合

は歩道通行が可能です。

自転車の飲酒運転などの重大な交通違反は看過することなく検挙しますし、そこまで至らない違反はパトカーで注意したり指導警告します。

歩道を走行している場合でも、歩行者に危険がないような場合は、それだけで取締りの対象となるようなことはありません。

自転車は基本的に左側通行ですが、新冠町と新ひだか町の間の国道のうち新冠町方向の車線には歩道が設置されていなく、ガードロープの外側は海で危険ですので、その区間は「通行の安全を確保するため、やむを得ない場合」に該当すると判断されます。

- (2) 委員質疑 新冠の道の駅付近にある街路灯の色が黄色が強く、夕方の薄暗くなった時間帯に走行すると街路灯なのか信号機なのか分かりずらく、車のセンサーも黄色信号と認識し警告を発して危険であるため、どうにかできないものか。

警察回答 関係機関と情報を共有します。

- (3) 委員質疑 三石美野和のＪＲの線路があった所の交差点には、山側から来る道路には一時停止標識があるが、線路があった側は、線路で一時停止する必要があったからか一時停止標識が設置されていなく、廃線になった後も標識が設置されていない。

事故も多いので、標識を設置して欲しい。

警察回答 現場を確認のうえ、本部等へ然るべき報告をします。

- (4) 委員質疑 道交法改正で60km制限だった生活道路が30km制限になるが、管内の道路で今までどおり60km制限で走行できる道路と30km制限になる道路の区分けを周知できないでしょうか。

警察回答 道路の形態によって変わってくるため、町内の道路のどの部分が60kmで走行でき、どの部分が30kmに制限されると周知するのは困難です。

もし、法改正に関して速度制限がされる条件などが分かりやすく示されている資料などがあれば、駐在所などを通じて周知していきたいと思っています。

- 8 次回開催予定
令和８年９月中を予定

- 9 閉会